

タクシー事業者対象

LPガス価格高騰分相当への

補助金 交付します!



福祉タクシーも
対象です

補助金に関する不明な点は、下記までお気軽にお問合せください。

タクシー事業者に対する
燃料価格激変緩和対策事業事務局

TEL: 050-5527-4152 【受付時間】
平日10:00~16:00(土日祝日を除く)
H P: <https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

QRコード



補助対象

補助金を申請できるのは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1項ハに規定する「**一般乗用旅客自動車運送事業**」を**経営するタクシー事業者**です。

- ① **タクシー事業者(福祉タクシー含む)***
- ② **令和4年1月27日(木)~3月31日(木)に稼働していた車両**
- ③ **燃料区分はLPガス限**

※補助対象事業者についての詳細は、ホームページ上の公募要領をご確認ください。
申請は事業許可を取得している事業者単位とし、1事業者での申請は1回のみとします。

申請受付期間と申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードして頂き、メール等・ホームページのいずれかの方法でご申請ください。

ホームページ <http://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>



■申請方法	申請受付開始	申請受付終了
メール等	令和4年4月28日(木) 14:00~	令和4年6月24日(金) 16:00
ホームページ	令和4年5月9日(月) 14:00~	



申請書類をダウンロード

- 補助金交付申請書(様式第1)
- 申請者情報及び補助対象車両情報(PCKK指定書式)

メール申請



申請書類をメール送信

ホームページ申請



申請書類をアップロード

申請書類一式

- 補助金交付申請書(様式第1)
- 申請者情報及び補助対象車両情報(PCKK指定書式)
- 許可書等(写)*

※メール・ホームページ申請の場合は、PDFまたはJPEG形式で送付ください。